

京都市人権文化推進計画

令和2年度取組実績

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T 等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

総企＝総合企画局

文市＝文化市民局

産觀＝産業観光局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

都計＝都市計画局

「京都市人権文化推進計画 令和2年度取組実績」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、令和2年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和2年度取組実績における取組事業数 433事業（別紙1：全事業一覧）

（内訳）

| | | |
|-------|-------|------------|
| 新規事業数 | 12事業 | ※3事業増、2事業減 |
| 改善事業数 | 10事業 | ※1事業増、1事業減 |
| 継続事業数 | 411事業 | |

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業数が大幅に減少。

事業計画時点での取組事業数 491事業

（内訳）

| | |
|-------|-------|
| 新規事業数 | 11事業 |
| 改善事業数 | 10事業 |
| 継続事業数 | 470事業 |

1 新規事業・・・別紙2（12事業）

| 事業名 | 事業名 |
|--|--|
| (1) <u>ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実</u> | (9) <u>当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進</u> |
| (2) <u>農福連携による新京野菜普及促進事業</u> | (10) <u>動画への字幕及び手話通訳の挿入（追加）</u> |
| (3) <u>京都らしい農福連携推進事業</u> | (11) <u>コロナ差別に関する啓発（追加）</u> |
| (4) <u>災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業</u> | (12) <u>市営住宅の入居要件の緩和（追加）</u> |
| (5) 多言語電話通訳サービスの活用 | ※人権強調月間事業「ミニパラチャレンジウォーク」（中止） |
| (6) プラスチックに係る冊子等の作成 | ※水道使用量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス（継続に変更） |
| (7) 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）開催支援 | |
| (8) <u>性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト</u> | |

◆特徴的な新規事業（抜粋）

（1）ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実（子ども／子若）

当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開することを目的に、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うため、令和2年8月1日付で、支援の調整役を担う「寄り添い支援係長」を全区役所・支所保健福祉センターに各1名、計14名配置し、体制強化を図った。

また、令和2年9月1日付で、これまで年齢や施策によって分かれていた相談窓口を一つにまとめて明確化し、支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに、新たに、支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」の開催や、伴走型支援を行う「よりそい支援員」の配置を行い、ひきこもり支援の再構築を行った。

【ひきこもり相談窓口相談実績（令和3年3月末時点）】267件

（2）（3）農福連携による新京野菜普及促進事業、京都らしい農福連携推進事業（障害のある人／産観・保福）

農業の貴重な担い手確保と、障害のある方の就労機会の創出及び工賃向上に向け、関係部署が連携し、本市の独自ブランドである新京野菜等を活用し、障害のある方が生産・加工・販売等に携われるよう農家等とのマッチング等に取り組むとともに、販路開拓や地域の活性化を図る農福連携を推進することを目的に、障害者福祉施設と農家に対し、以下の新京野菜の生産支援等を実施。【別紙3参照】

- ・ 福祉施設と農家とのマッチングや生産体験実習を実施。
京の黄真珠（きしんじゅ）選別作業 6施設、生産体験実習参加施設 7施設
- ・ 新京野菜生産消費拡大の取組
新京野菜を活用した新たなメニュー（みずき菜のスムージー、京の黄真珠を使用したパン）の開発農福連携の取組 PR イベントを実施。

（4）災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業（多文化／総企）

近年の大規模災害の発生も踏まえ、災害時における多言語電話通訳を導入した。（19言語に対応）また、災害時の課題等について、外国籍市民等からの意見聴取を行った。

- ・ 令和2年7月15日に「京都市災害時多言語電話通訳サービス」を導入。利用実績は〇件。令和2年9月5日のkokoka防災訓練において、テスト通話（4件）を実施した。
- ・ 災害時の課題等に関する外国籍市民等からの意見聴取については、国際交流・共生推進室が実施する別事業において実施し、意見聴取した内容を防災担当部署へ共有した。

(8) 性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト／

(9) 当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進（LGBT／文市）

世界人権問題研究センターや男女共同参画センター「ウィングス京都」、市内大学等と連携しながら、以下の取組を実施した。

1 性の多様性や性的少数者に関する理解を促進する取組

- 令和2年7月 オンライン座談会「コミュニティカフェKYOTO」を開催。（13名参加）
- 企業向け人権啓発講座 シンポジウム「性の多様性について考えよう！」について、新型コロナウィルス感染拡大により、会場開催に代えて、登壇予定だった講師の座談会を収録し、その様子をリーフレットにまとめたものをホームページなどで公開した。

2 企業と協働した性的少数者に関する理解を促進する取組

- 令和2年10月 企業向けの啓発パンフレット「ダイバーシティ LGBTの視点から考える これからの職場づくり」を作成し、市内の企業・事業所等に配付した。（15, 500部）

3 コミュニティスペースの試行実施

LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」を試行的に実施した。

- 令和2年10月30日（オンライン）参加者＝13名
- 令和2年12月6日 （対面） 参加者＝11名（個別相談会＝1名）

4 パートナーシップ宣誓制度開始

性的少数者の方々が、お互いを人生のパートナーとして自分らしく生活されることを応援する「京都市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年9月から実施

令和2年度の宣誓組数：57組

5 その他

性的少数者の人権尊重に関する今後の取組を専門的な観点から検討するため、京都市人権文化推進懇話会（専門意見聴取会）を開催した。

- 議題：京都市パートナーシップ宣誓制度について
- 日時：令和2年6月11日（オンライン開催）

(12) 市営住宅の入居資格の改正（LGBT／都計）

「京都市パートナーシップ宣誓制度」を契機として、パートナーシップ宣誓を行った方を、市営住宅の入居資格対象者とする制度改正を行い、令和2年9月1日の入居申込から、受付を開始した。

2 改善事業・・・別紙4（10事業）

| 事業名 | 事業名 |
|---|-----------------------------------|
| (1)心の居場所づくり推進事業 | (7)犯罪被害者支援策の推進（支援対策） |
| (2) <u>親と子のこころのほっとライン相談員の養成</u> | (8)地域再犯防止推進モデル事業 |
| (3) <u>子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援</u> | (9)人権擁護委員による特設人権相談の実施 |
| (4) <u>里親支援事業、養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業</u> | (10)～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業（追加） |
| (5)多言語対応救急活動現場シートの運用 | ※みんな仲間！上京文化芸術祭（中止） |
| (6)海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信） | |

◆特徴的な改善事業（抜粋） ※改善内容に下線

（2）親と子のこころのほっとライン相談員の養成（子ども／子若）

子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図ることを目的に、子育て、しつけ、子どもの教育、親子関係などの悩みや友達、勉強、進路、学校などの悩みについて相談できる「親と子のこころのほっとライン」を、令和2年4月1日に設立。（相談件数：1, 209件）

以下のとおり、研修会を実施。

| | | | | |
|----------|-------|---|----------|-------|
| 第2期生養成講座 | 10回開催 | / | 第2期生基礎訓練 | 8回開催 |
| 相談員全体研修会 | 3回開催 | / | 相談員班別研修会 | 40回開催 |
| 相談員個人研修会 | 37回開催 | / | 相談員宿泊研修会 | 中止 |
| 相談員1日研修会 | 中止 | / | 自主研修会 | 8回開催 |

（3）子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援（子ども／子若）

「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施した。

- 令和2年6月に、子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業を立ち上げ、子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切な寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう、サポート体制の充実を図った。
- 取組に対する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」による助成をした。
補助金額：対象経費の総額の2／3以内（上限10万円）
補助団体：4団体

(4) 里親支援事業、養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業（子ども／子若）

里親への包括的な支援を実施（普及啓発・リクルート、トレーニング（研修）、マッチング、委託後の支援）

- (1) 普及啓発促進・リクルート活動として、ポスター及びチラシ作成（市バス、地下鉄の車内吊り等への掲示）、オリジナル啓発動画作成（TVCM や映画上映前 CM 等放映）、啓発グッズの作成・配布（カレンダー、トートバッグ）、里親応援ウェブサイトを開設、養育里親・里親支援拠点の愛称公募を実施。
- (2) 里親経験者による講演会（参加者：84 名）や里親制度の説明会等の実施（出前講座：3 回）、制度に関するパンフレットの整備、里親月間（10 月）における広報誌等による PR 活動
- (3) 里親の登録研修、施設実習の実施（施設実習は、新型コロナウイルス感染拡大により中止）
- (4) 研修参加時の交通費等を支給する委託前養育支援事業の開始
- (5) 里親相互の交流支援（里親サロンの開催（9 回）、交流会（1 回）の開催）
- (6) 里親家庭への訪問相談（委託里親世帯：173 件、未委託里親：117 件）、レスパイント事業の実施
- (7)施設不在区の里親を対象に相談受付や訪問支援等を行う新たな里親支援拠点として、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点「ほっとはぐ」を開設（令和 2 年 10 月）し、相談支援体制を充実。

(7) 犯罪被害者支援策の推進（支援対策）（犯罪被害／文市）

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進することを目的に、犯罪被害者等に相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者総合相談窓口を設置し、電話相談を 618 件、面接相談を 238 件、裁判の傍聴付添い等の直接的支援を 478 件行った。また、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行ったほか、令和 2 年度には新たな支援制度を創設し、犯罪被害者等に対する家事支援、介護援助及び一時保育の日常生活支援を令和 2 年 4 月 1 日から開始した。

(9) 人権擁護委員による特設人権相談の実施（相談・救済／文市）

京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する「人権相談窓口」について、より多くの市民に周知・啓発を行い、相談体制の更なる充実を図るため、4 区役所で実施してきた特設人権相談を、令和 2 年 4 月から、全区役所・支所に拡大実施した。

また、6 月 1 日の「人権擁護委員の日」（又はその前後の日）に合わせて、全区役所・支所にて、特設人権相談を一斉開設することとした。

【開催実績】

- 京都市消費生活総合センターにおける夜間相談（令和 3 年 4 月からは京都市文化市民局共生社会推進室に会場変更）

実施回数：年 0 回（原則偶数月第 4 水曜日、午後 6 時～8 時）

→年6回実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大及び相談予約がなかったことにより実施しなかった。

- 全区役所・支所で実施する相談

実施回数：年10回（原則毎月第3、又は第4木曜日、午後2時～4時）

→年14回実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により、実施回数を変更。

※ 6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせた全区役所・支所での特設相談の一斉開設は、新型コロナウイルス感染拡大により、中止した。

(10) ~地域で気づき・つなぎ・支える~認知症総合支援事業（高齢者／保福）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを「認知症初期集中支援チーム」において引き続き実施するとともに、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターの連携を深め、認知症に係る初期・初動支援体制の更なる強化を図った。

また、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づく、行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施するとともに、情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより、行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進めた。

平成27年度に策定した「京都市版認知症ケアパス」について、「認知症になってからの人生に希望を感じられる」「認知症になっても自分で自分の人生を選択できる」等を目的に、認知症の本人・家族の視点からの必要な情報や当事者の声などをより重視した内容に改訂した。

3 新型コロナウイルス感染症により中止又は工夫して実施した事業等

(1) 令和2年度工夫して実施した事業・・・56事業

- 「講座・セミナー・研修会」「講演会・シンポジウム」事業は、約1割はオンライン配信に切り替えて実施した。（全115事業のうち13事業）

会場で実施した事業においては、「1回あたりの定員を削減し、実施回数を増やす」「入場券裏面に氏名・連絡先の記入欄を設け、緊急時に連絡ができるようにする」「体調と検温チェックを済ませた来場者にはリストバンドを付けてもらう」など、感染対策をとって実施した。

- 「訪問」等の支援事業は、約7割が例年とは異なる形で実施した。（全7事業のうち5事業）
→「事前に電話で体調や意向を確認し、訪問時間は短くする」「インターホン越しでの訪問とする」などし、感染対策を行った。

<感染対策をとって実施した大規模な会議の事例紹介>

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）開催支援

5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、本市においては、京都実行委員会において、会議の成功に向けた開催支援を行う。

開催地である京都として、地元支援組織を設置し、法務省と連携しながら、機運醸成のための広報活動、関係機関との調整など、会議成功に向けた支援を行う。

- 開催日程 : 令和3年3月7日～12日
- 会場 : 国立京都国際会館
- テーマ : 2030アジェンダ（SDGs）の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進
- 参加者数 : 約5,600名（オンライン含む）

→令和2年4月の開催予定から約1年延期され、オンライン開催を併用したハイブリッド方式で開催された。政府の特別措置により閣僚級とその随行者のみ入国を許可され、発熱者が出了場合に備えて、医療チームも常駐するなどの感染症対策がなされた。3密を回避した効果的な空間を創出し、学生なども参加可能なユースフォーラムなど地域貢献の促進も実施された。「ウィズコロナ社会における京都MICEモデル」で京都が提案する内容を実践し、今後のMICE開催の手本となる開催事例となつた。

(参考) 令和2年度に動画配信・オンライン開催を行った事業については、引き続き令和3年度もオンライン開催を予定している事業が相当数ある。(21事業)

(例) 地域リハビリテーション推進事業・・・地域リハビリテーション推進研修について、会場受講者を定員の半分としオンラインでの受講も併せて実施。

(2) 令和2年度新型コロナウイルス感染拡大により中止した事業・・・59事業

(新型コロナの影響以外で中止・廃止した事業は除く)

- 「スポーツ」事業は、約6割が中止となった。(全8事業のうち5事業が中止)
→オンライン開催が難しい事業は、中止が目立った。
- 「啓発ブース」事業は、約8割が中止となった。(全6事業のうち5事業が中止)
- 「パネル展等の展示」事業は、約6割が中止となった。(全18事業のうち10事業が中止)
→「啓発ブース」や「パネル展等の展示」事業は、ふれあいまつり等のメインとなる催しと同時に開催されていることが多い、催しが中止されたことに伴い、中止になっている。